

施工計画の作成及び実施に関する留意事項

施工計画の作成、評価及び受注後の履行性の確保については、以下により取扱うこととする。

1 作成上の注意

- (1) 「様式第 16 号」により作成することとし、評価項目毎に 1 枚作成すること。
様式の配布はホームページからのダウンロードとし、様式の変更は認めない。
足利市ホームページ <http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/>
- (2) 評価項目毎に、現場条件や設計内容等を踏まえ課題や配慮すべき事項とそれらの対応についての技術的所見を具体的に記載すること。
- (3) 各評価項目に対する技術的所見は 5 提案までとし、1 提案あたりの字数は 200 字以内とすること。
- (4) 特定 J V にあつては代表者が作成すること。
- (5) 評価項目毎に図表等 (A 4 白黒) 1 枚を添付しても良い。

2 評価方法

- (1) 評価項目の提案毎に、課題の把握度と対応の効果の優劣を評価することとし、それらを総合的に判断し 0 点から 8 点まで 1 点刻みで評価する。
- (2) 提案に以下のような不適切な提案が含まれる場合には、当該評価項目のすべての提案を評価しない。
 - ・当該工事に無関係な内容であるなど不適切である。
 - ・法令等の制約や実現可能性などから判断して対応が不適切である。
- (3) 提案数が 5 に満たない場合、未提案分について標準案が提案されたものとして評価する。
- (4) 優れた提案であっても過度なコスト負担を要する提案については、当該評価よりも下位の評価とする。
- (5) 1 つの提案の中で複数の課題や対応について記述した場合又は同じ提案を複数の提案として記述した場合は、1 つの提案として評価する。

3 施工計画の履行性の確保

- (1) 優れた提案が完全に履行された場合は、工事成績評定における創意工夫等において加点する。
- (2) 提案の不履行又は履行性への疑義が確認された場合は、工事成績評定において、その度合いに応じ、最大 8 点を減点する。